

公明党

東日本大震災復興加速化本部長

赤羽 一 嘉 様

要 望 書

令和5年2月1日

福島県南相馬市長 門馬 和夫

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から
11年10か月が経過しました。

この間、国・県をはじめ多くの皆さまからの温かいご支援の下、
当市では総力を挙げて、復旧・復興に向け全力で取り組んでまいり
ました。

その中でも原発事故後の複雑な状況下において、当市は、被災12
市町村の復興のトップランナーとして、試行錯誤を重ねながら復
旧・復興を進めてきた経験・実績があり、被災地全体へ波及させる
起点となってきました。

一方、旧避難指示区域の当市小高区（震災前 約13,000人居住）
においては、居住人口が震災前と比較して3割程度にとどまってお
り、年少人口に至っては震災前と比較して約9割減少するなど、社
会機能を維持できない状況にあります。

また、当市の農業における基幹的農業従事者の84.1%が60
歳以上であり、後継者不足が深刻な状況にあることから、担い手の
確保・育成のための取組を強力に推し進めていくことが必須であり
ます。

帰還・移住については、企業誘致等を通じた帰還・移住を促進す
るため、現在、旧避難指示区域である小高区内に産業団地（フロン
ティアパーク）の整備を進めているところであり、当該団地は福島
ロボットテストフィールドをはじめとした福島イノベーション・コ
ースト構想を推進するための拠点としての大きな役割を担うものと
捉えております。

当市といたしましては、今後とも原子力災害からの復興に向け、全力で取り組んでまいりますので、国におかれましても、国の責務として一層のご尽力を頂くよう、次の事項について要望いたします。

記

1 中長期にわたる復興財源の確保について

復興が成し遂げられるまで、震災復興特別交付税措置及び普通交付税の人口特例を継続するとともに、福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金、福島生活環境整備・帰還再生加速事業等について、中長期にわたる財源の確保及び弾力的な運用を行うこと。

このため国は、復興特別所得税など所要の復興財源を確保すること。

地震・津波被害からの復旧・復興は、一定の目途がついたものの、原子力災害からの復興は、ようやく緒に就いたところであり、旧避難指示区域（小高区）は、これからが本格的な復興のステージと捉えている。

【関係省庁：復興庁】

2 企業誘致等における支援制度の継続について

(1) 東日本大震災と原発事故により失われた当市の生産年齢人口の回復・拡大を図るための「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」及び新産業創出、スタートアップのためには欠かせない「地域復興実用化開発等促進事業補助金」については、第2期復興・創生期間の終了する令和8年度以降も制度を継続すること。

(2) 福島復興再生特別措置法に基づく企業立地促進税制や東日本大震災復興特別区域法に基づく税制優遇措置については、令和5年度に期限を迎えることから、早急に延長に関する税制改正の対応を行うこと。

浜通り地域における企業誘致は原子力災害からの復興のみならず、第二百十一回通常国会における岸田内閣総理大臣の施政方針演説にもある強靱なサプライチェーンの維持や地方創生のための地方への企業立地支援にも寄与するものであり、引き続き取り組むことが重要であると考えている。

また、本市では、福島ロボットテストフィールドや福島国際研究教育機構を中心に新産業分野の企業を集積させ、企業間で連携・切磋琢磨を行い、研究開発を加速化させることで、未来の日本経済をけん引するような企業をこの地から生み出していきたいと考えている。

こうした考えの下、本市では、令和2年12月に20社以上（現在は35社）のベンチャーキャピタル等と連携協定を結んだ。同時期での20社以上との連携協定締結は全国初の試みであり、このことにより、新産業に取り組むベンチャー企業の資金調達が容易になり、新産業を育む土壌ができつつある。本市のベンチャー支援の取組についても、同じく施政方針演説で言及されたスタートアップの育成と趣を一つにするものであり、本市における取組が日本全体の先進事例となるよう取り組んでいきたい。

また、原子力災害により一度ゼロになった地域だからこそ、しがらみがない中で、前例に捉われない柔軟な発想を持つとともに

に、様々な困難を飛躍の機会と捉え、何事も果敢に取り組むことにより、当市のまちづくりの基本姿勢である「いどむ」の精神が企業にも生かされる。

【関係省庁：経済産業省、復興庁】

3 農林水産業に係る復興支援の継続について

(1) 当市を含む浜通り地域の農業復興をさらに加速させるため、「被災地域農業復興総合支援事業（福島再生加速化交付金）」や「福島県営農再開支援事業」などの支援策については、第2期復興・創生期間の終了する令和8年度以降も継続すること。

また、これに伴い、令和7年度までに完了する計画のみを認めていた運用を改善すること。さらには、複数年の事業計画に対応できるよう柔軟な制度にすること。

(2) 当市を含む浜通り地域では、全国に先んじて農業担い手の高齢化や減少が急速に進行しており、農業者の帰還はもとより、新しい事業にチャレンジする市外からの活力を取り込む必要がある。

このことから、当市では、浜通り地域全体における農業人材を確保・育成するため、現在、農業教育・研修機関を令和6年春の開校を目標に取り組んでおり、当該施設の整備及び運営体制等に対し、全面的に支援すること。

当市は、ほ場整備が進捗し、農地の集積・集約が進むとともに、ロボット等を活用したスマート農業の実証に取り組むなど、生産性の向上や労働力不足の解消に努めている。

これらの取り組みを推進し、単に農業を復興させるだけでなく、食料自給率の向上に寄与し、日本の農業をリードする先進的モデル地域とするため、先端技術を活用し、夢をもって働ける、稼げる農業の実現を目指していかなければならないと捉えている。

【関係省庁：農林水産省、復興庁】